

「精神医療センター（松沢病院）の整備について」概要版

項 目	要 旨
第1 精神科医療の現状と松沢病院の沿革	
1 松沢キャンパスの現状と松沢病院	<p>松沢キャンパスには、松沢病院のほかに、中部総合精神保健福祉センター、東京都精神医学総合研究所があり、精神障害者や家族同士の支えあいと交流の場、精神保健・医療・福祉を支える優秀な人材を育むフィールドが整っている。</p> <p>現在の松沢病院は、施設の老朽化と狭隘さ、低層分散式の施設配置に伴う業務の非効率性といった運営上の課題がある。</p> <p>このため、松沢病院を引き続き我が国の精神科医療をリードする「精神医療センター」として改築し、他施設と密接に連携することで、東京都全体の精神科医療の質の向上や精神保健福祉サービスの充実を一層推進する。</p>
2 精神科医療の現状と松沢病院の沿革	<ul style="list-style-type: none"> ・「こころの病い」が増加している現代では、その対策が緊要な課題であり、精神科医療の役割は極めて大きい。また、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）」等における行政精神科医療の重要性は一層高まっている。 ・一方、世界的な潮流として、これからの精神科医療は、「入院医療中心から地域生活中心へ」の移行が強調されている。 ・松沢病院は、明治12（1879）年設立の東京府癲狂院からはじまり、130年に及ぶ長い歴史をもち、現存する公立病院としては、日本最古の精神科病院である。 ・改築後40年を経過する病棟が存在する等、施設の老朽化が進み、21世紀の精神科医療に対応することが困難となってきた。
第2 精神医療センター整備基本方針	
1 精神医療センターとしての基本的役割	<p>急性期精神科医療を中心とし、さらに専門性の高い精神疾患に対応するとともに、他の医療機関や保健・福祉施設などと密接な連携を推進し、東京都における精神科医療の拠点としての役割を果たしていく。</p>
2 施設整備の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・新館（新病棟）を建設して機能性の向上と集約立体化を図るとともに、一部病棟については、療養環境の改善を図るため、配管等の設備更新・改修を行う。また、緊急時の登院に対応するため、職務住宅を整備する。 ・行政精神科医療である医療観察法に基づく病棟を、上記施設の改築等に先行して整備していく。 （1）災害拠点病院としての機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> 災害拠点病院に指定されており、周辺地域の災害時の救護の拠点としての役割を担える機能を強化し、今後発生が予想される大規模災害に対する十分な備えを行う。 （2）省エネルギー、省コストの推進と環境に配慮した施設整備 <ul style="list-style-type: none"> 近年、都立病院に導入が進められているESCO事業の例にならい、最新の設備機器を導入することで、省エネルギー、省コストの推進を図るとともに環境に配慮した施設としていく。 （3）整備運営手法 <ul style="list-style-type: none"> より効率的、効果的に事業を推進していくため、PFI手法の導入を目指していく。
第3 精神医療センターの運営理念、基本方針	
1 運営理念	<ul style="list-style-type: none"> （1）東京都における精神科医療の拠点 （2）人権を尊重した患者中心の医療 （3）社会復帰を支援する医療 （4）社会とともにつくる医療

2 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> (1) 早期の社会復帰を目指す質の高い精神科医療の提供 (2) 患者中心の医療の提供 (3) 精神科救急医療の提供 (4) 精神科身体合併症医療の提供 (5) 精神科特殊医療への対応 (6) 社会復帰を支援する体制の充実 (7) 都立病院及びキャンパス内施設の連携強化 (8) 明日の精神科医療の基盤づくり (9) 健全な経営の確立
第4 精神医療センターの医療機能	
1 センターの医療機能	<ul style="list-style-type: none"> (1) 精神科急性期医療 他の精神科病院では対応が困難な専門性の高い急性期の精神疾患に対応。入院時からのケースワークを適切に行い、患者の早期社会復帰を目指すとともに、医療連携を推進し、症状に応じた適切な病院等に転院できるシステムを構築。 (2) 精神科救急医療 都が実施する精神科救急診療事業の継続。 (3) 精神科身体合併症医療 一般の病院及び他の精神科病院では対応が困難な身体疾患を併発している精神疾患患者に対し、救急対応も含めた身体面・精神面を合わせた適切な医療を提供。 (4) 精神科特殊医療 ・薬物依存やアルコール依存による重度の精神症状を有する患者や精神症状及び行動障害が著しい急性期の認知症患者に対し、専門的医療を提供。 ・医療観察法に基づいた、入院・通院医療を提供。
2 重点医療課題	<ul style="list-style-type: none"> (1) 精神障害者歯科医療 地域の医療機関等との連携を密にし、精神障害者歯科医療を提供。
3 その他課題	<ul style="list-style-type: none"> (1) 精神科リハビリテーション医療 患者の心身機能の回復や早期の社会復帰を図り、デイケアや訪問看護を充実。在宅や外来への移行を図るなど、リハビリテーション医療に積極的に取り組む。 (2) 医療連携の仕組みづくり ・地域の医師会や医療施設、保健・福祉施設や保健所等の関係機関と連携を強化し、転・退院の促進及び患者の社会復帰に向けた取組を推進。 ・松沢キャンパス内の各施設間（中部総合精神保健福祉センター、精神医学総合研究所）の連携を強化し、都の精神保健・医療・福祉の拠点としての役割を果たす。 (3) 社会復帰医療 転・退院の取組を促進してもなお転・退院困難な長期入院患者に対し、転・退院に向けた取組を継続して行いながら、転・退院までの間、引き続き医療を提供。
4 整備規模	<ul style="list-style-type: none"> (1) 病床規模 ・ 予算定床 890床（精神科急性期医療216床、精神科救急医療98床、精神科身体合併症医療262床、精神科特殊医療114床、社会復帰医療200床） ・ 予算定床外 7床（精神科救急保護室4床、医療観察法予備病床3床） ・ 総合計 897床 (2) 外来規模 1日あたり外来規模 550人（入院患者の合併症診療科受診は含まない。）
第5 社会復帰支援	
1 社会復帰支援の機能	<p>地域生活中心の精神科医療実現に向け、社会復帰支援室を中心として、職種横断的に患者の社会復帰を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 長期入院患者の転・退院促進 (2) 新入院患者の退院促進（新たな長期入院患者の発生防止） (3) 包括的地域医療サービス (4) 医療連携を通じた地域貢献

<p>2 東京都の社会復帰施策との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年 6 月、東京都地方精神保健福祉審議会からの「精神保健福祉施策の構造変革について」の最終答申では、「退院促進支援」をいわゆる社会的入院の解消のための取組に留めず、地域での受入体制の整備の促進に力点を置き、「将来にわたってその発生を予防する仕組づくり」と位置づけた上で、包括的な精神保健医療福祉システムを機能させることとしている。 ・特に松沢病院の役割として、専門的医療の提供、精神疾患の発生予防や発症後の早期受診への対応、医療中断防止への取組の推進など、都の精神保健福祉施策との緊密な連携を図るべきとしている。
--------------------------------	--

第 6 精神医療センター施設整備

<p>1 施設概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新館（新病棟）660床【精神科救急保護室4床】（総面積 53,000 m²程度） ・社会復帰病棟 200床（既存病棟を改修） ・医療観察法に基づく病棟 30床【医療観察法予備病床3床】 <p style="text-align: right;">計 897床</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務住宅 単身用 90戸程度、家族用 20戸程度
<p>2 主な施設整備方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・松沢キャンパスの緑多い環境を生かし、患者が安らげる空間を創造する。 ・災害拠点病院として、災害時に緊急用ヘリコプターが離発着できるようにするとともに、大規模な災害発生時に周辺地域の救護の拠点としての役割を担えるような施設・設備の充実を図る。 ・患者のプライバシーの確保とともに、安心して治療を受け、治療効果が上がるように、こころが癒される療養環境を整備する。
<p>3 施設整備手順</p>	<p>医療観察法に基づく病棟 新館（新病棟）・職務住宅 社会復帰病棟 リハビリ棟や体育館、敷地南側の作業療法関連施設については「精神医療センター」整備後も継続して使用。</p>
<p>4 各施設の整備予定地等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新館（新病棟） 現松沢病院のA病棟群、B病棟群（B21病棟を除く。）とその北側周辺の施設を解体し、隣接する空地と併せて利用し、新館を建設する。併せて旧正門付近を正門として整備する。 ・社会復帰病棟 新館完成後、現松沢病院のE病棟及びD40病棟の空調設備、配管・配線等を更新し、社会復帰病棟として改修する。 ・医療観察法に基づく病棟 現松沢病院のC37、C38病棟（休止中）及びその周辺施設を解体整備し、医療観察法に基づく病棟を建設する。この病棟の建設については、工事は東京都で実施し、その費用は全額国庫負担で対応する。 ・職務住宅 現松沢病院の旧第一あけぼの寮（閉鎖中）、栄養科棟、サービス棟を解体し、その跡地を利用し、職務住宅を建設する。

第 7 スケジュール

<p>平成 18 年度より P F I 手法の導入を目指す。（医療観察法に基づく病棟の建設は除く。） 平成 21 年度：医療観察法に基づく病棟の開設 平成 23 年度：新館（新病棟）の開設 平成 24 年度以降：全面開設予定</p>
--

第 8 施設の現況

<p>予算定床：1,005 床（平成 18 年 9 月現在） 敷地面積：192,558.47 m²</p>
--

第 9 参考資料

<p>省略</p>
